



平成24年6月20日
内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第3回） 議事概要について

1. 第3回ワーキンググループの概要

日時：平成24年6月8日（金）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎5号館 防災A会議室

出席者：河田主査、石井、今村、尾崎、亀井、重川、清水、田中（里）、福和の各委員、後藤内閣府副大臣、末松内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官、原田政策統括官、佐々木官房審議官 他

2. 議事概要

事務局から「南海トラフ巨大地震対策のフェーズ毎の整理」等について説明があった後、国土交通省から「津波防災地域づくりに関する法律」及び「防災集団移転促進事業及び都市防災総合推進事業」について、事務局から「被害想定手法」や「当面実施すべき対策」について、資料に基づき説明を聴取し、委員間で議論を行った。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 現場では避難施設や避難場所作りに全力を挙げているが、特に社会福祉施設や幼稚園、保育園等には、いくら避難場所を作っても避難すること自体が非常に困難な方がたくさんいる。事前復興の観点から、高台に移転しておくことが非常に重要であり、被災前の集団移転を可能とするためどのように制度改正していくか、検討が必要。具体的には住民の全員合意に関する要件の緩和や、住宅団地の規模要件の緩和、補助限度額の引き上げや撤廃、公益的施設の用地造成費を補助対象とすること等、今ある制度を更に大きく拡充してほしい。
- 避難タワーの設置に取り組んでいるが、津波高の推計結果を待つため作業をストップしている。スピーディに推計結果を公表してほしい。
- 「津波防災地域づくりに関する法律」について、土地利用の規制等を行っていく場合、その前提となる津波浸水想定をしっかりと示すことが重要。また、実際に都道府県が津波災害特別警戒区域を指定した場合、公共施設に対して安全対策が義務付けられるとともに、住宅の建築等も市町村条例で規制が可能となるが、どこまでやっていけるか。都道府県や市町村の取組に対して、国として後押しが必要。
- それぞれの都府県で津波高の推計が既に行われている中で、レベル1の値が国の方が低い場合に、都府県がそれに合わせるということを機械的にやってしまうと問題が出てくる。各都府県での努力が宙に浮いてしまうことがないように、各都府県内での整合性を重視すべき。
- 津波浸水想定に際して、過去の地震・津波のデータや地形データを国においてきちんと整備す

ることが必要。

- 人的被害について、実はその年代ごとに死亡率が大きく異なっており、東日本大震災では80歳代が一番亡くなっているというデータがある。高齢者が多いからたくさん亡くなっているのではなく、高齢者ほど逃げないから亡くなっている。被害想定をする場合、全年代を一緒にして計算するのではなく、そういったことを考慮して年代別の数値として示さないと避難に繋がらないのではないか。
- 被害想定について、例えば建物の階数によって明らかに負傷率は違ってくるので、今後、建物や年齢構成の違いといった地域特性を踏まえた結果を出していけば、各都府県が行っている被害想定結果と整合性が取りやすくなるのではないかと。
- 中途半端な被害想定結果は出すべきではない。結果についてこのワーキングにおいて一度議論し、合意を得てから出すことが大事。一度結果を出した後、追ってその数値を精緻にするとしても、何をどう精緻化するのかという見解を示さなければならない。
- 建物被害や人的被害については、よく議論し、対策とセットで公表するという考え方もある。しかし、10mメッシュでの津波高の計算は急いでほしい。津波の浸水域・浸水深について一定の目安がないと、自治体としては対策の取りようがない。
- 実際に災害が起こった時に避難するかどうか、また、災害に強いまちづくりが実現していくかどうかは、住民の意識にかかっている。住民が東日本大震災での経験を忘れずに、10年後、30年後、50年後も今起こっていることを我がこととして感じ続けられるような対策が非常に重要。「当面実施すべき対策」において重要な位置づけを行うべき。
- 対策推進のための仕組み・体制の整備を考えるに当たって、基礎的自治体の防災担当セクションがもっと力を持ち、市町村レベルで平常時、発災時にオペレーションができる人材を育てることが必要。
- 自治体の防災担当セクションをやりがいのあるセクションにしていくためには、トップのリーダーシップが重要。また、行政ができることとできないことを地域に出向いて住民にきちんと説明することが大切。
- 「当面実施すべき対策」の内容については、なぜこの災害を特別取り上げているのか、という理由を前段に書くべき。食料や水が欠乏する危惧があり、これまで経験したことの延長で対処できることばかりではないということを記載しておかないと不十分。
- 「当面実施すべき対策」については、住民に対して非常に力強いメッセージになることを期待している。ただ、自治体では全庁を挙げて対策に取り組む中で、全国防災対策費や緊急防災減災事業債の枠がなくなってしまうのではないかと心配している。今後の概算要求及び予算折衝においては制度の維持充実を図ってほしい。
- 発災時に地域が孤立してしまうことを考えた場合、応急活動体制や防災拠点の整備が重要なポイントとなる。食料確保に関する自衛隊のオペレーション等、人の命を守るための対策についてできるだけ早く検討を進めてほしい。
- 食料の備蓄に関して、法的に義務化するよりも、まず意識の高い方々にメッセージを発信することが大切。「当面実施すべき対策」には、その点も含め、国民に読んでもらえるようなものにならなければならない。
- 防災意識の向上が非常に重要で、「当面実施すべき対策」においても大きく位置づけることが

必要。また、個人個人が避難時に家族と連絡を取り合い、通信が錯綜するということが東日本大震災時にも明らかになっているので、個々人の情報伝達をどうするかということも記載すべき。

○マスコミの情報伝達の在り方に関して、東日本大震災における報道の流れを精査すべき。また、もっと住民に役立つ情報が流れるように、事前からマスコミ側に要請することも必要。

○「当面実施すべき対策」には、若者に将来への期待を感じてもらえるように強いメッセージを記載すべきであり、国土全体でどう自律分散型の社会を目指していくかという将来のグランドデザインを描くことが必要。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当	参事官	藤山	秀章
	同企画官	若林	伸幸
	同企画官	藤川	眞行
	同参事官補佐	駒田	義誌

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-5199